（R4.8.1版）

キャリアップ助成金支給申請チェックリスト【健康診断制度コース】

事業所名　　（令和3年3月31日までに健康診断制度を導入した場合）

◆各種様式は厚生労働省ＨＰでダウンロードできます。
（3,4含むは、高知労働局ＨＰでもダウンロードできます。）
※改正等の理由により、様式の内容に変更が生じることがありますので、予め厚生労働省のHPでご確認ください。

NO	提　出　書　類　、添　付　書　類　等	提出形態	チェック
1	キャリアアップ助成金支給申請書**【様式第3号】**	原本	□
2	健康診断制度コース内訳**【様式第3号（別添様式3）】**	原本	□
3	支給要件確認申立書**【共通要領様式第1号】**※様式は最新のものを利用ください。	原本	□
4	支払方法・受取人住所届（未登録や変更の場合）※通帳の表紙（写）など支店名・口座番号が分かるものも添付してください。	原本	□
5	実際に支給された賃金と相違ないことの本人確認書**【ひな型】**	原本	□
6	確認を受けたキャリアアップ計画書全ページ※変更届を提出している場合は変更届も含みます。	A4（写）	□
7	対象労働者の雇用契約書等	A4（写）	□
8	対象労働者の労働者名簿	A4（写）	□
9	対象労働者が健康診断を実施したことおよび実施日が確認できる書類 ※実施機関の領収書や健康診断結果票など	A4（写）	□
10	対象労働者の健康診断実施日を含む月分の賃金台帳（労働基準法第108条に定めるもの） ※対象者ごとの実施日を含む月分 ※「氏名」「賃金計算期間」「労働日数」「労働時間」「時間外労働」「賃金の種類ごとの金額」等がわかるようにお願いします。 ※割増賃金等の賃金が適正に賃金が支払われているか再度確認しご提出ください。	A4（写）	□
11	中小企業事業主であることを確認できる書類…事業所確認票【様式第4号】（原本）	原本	□
12	キャリアアップ計画期間中に初めて制度が規定されたことを確認する書類 □健康診断制度が規定される前の就業規則または労働協約 ※常時10人未満の労働者を使用する事業主が健康診断制度を規定する前の就業規則等を作成していなかった場合にあってはその旨を記載した「申立書」 □健康診断制度が規定された後の就業規則または労働協約	A4（写）	□
13	対象となる事業所のみ提出してください。 生産性要件の適用を受ける場合 □生産性要件算定シート**【共通要領様式第2号】**および 算定根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳、青色申告決算書、収支内訳書等） □1%以上６%未満の場合は「与信取引等に関する情報提供に係る承諾書（原本）」も必要です。	原本及びA4コピー	□

● 審査の過程において、内容等を確認をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

● 各様式については、厚生労働所ＨＰ内にて、検索ワード「キャリアアップ助成金」でダウンロードできます。

● 支給申請書類については厳正な審査を行っているため、非常に時間がかかる場合がありますので予めご了承ください。

《 申請期間内の提出をお忘れなく！ 》

延べ4人以上に健康診断を実施した日を含む月の分の賃金を、支給した日の翌日から起算して2か月以内が申請期間です。

（例）4人目の受診日が4/10で、賃金〆日が15日、当月25日払いの場合…

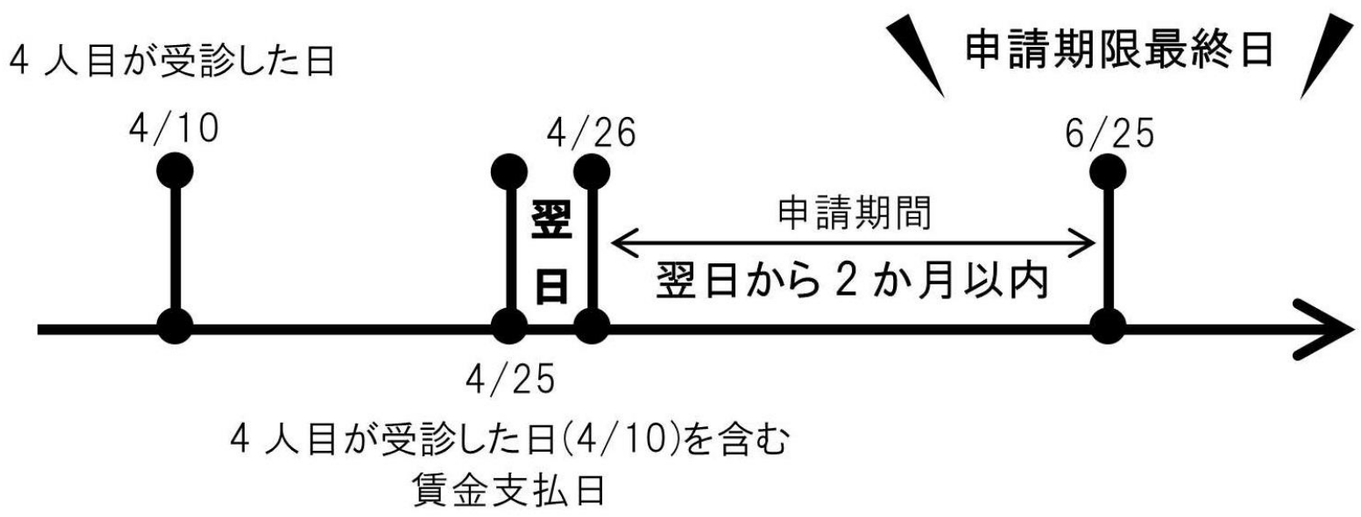

申請期間についてご不明な点は、職業対策課までお問い合わせください。